

出生届 ご出産おめでとうございます。

○生まれた日から14日以内に出生の届出をしてください。

(14日目が土・日・祝日の場合は、その翌開庁日まで)

*出生届書中の届出人欄には、**生まれたお子さんの母または父の署名が必要**です。

*母子健康手帳に出生届出済証明をします。

*窓口にお越しの際は、**母子健康手帳・本人確認書類**(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など)・認印をお持ちください。

※市民課の受付延長時(毎週木曜日、毎月第2土曜日)は取り扱いできない手続きがあります。

黄色の項目については、市民課・各支所で手続きできます。

※項目内のⓂは市民課、Ⓜは中島支所、Ⓜは北条支所です。

関連する主な手続き

| 項目 | 内容【 】内は、必要なもの | 担当課 (市外局番 089) |
|--|--|--|
| <input type="checkbox"/> 戸籍 | *届出した市区町村と本籍地が異なる場合、戸籍の反映に1週間程度必要 | 市民課 |
| <input type="checkbox"/> 住民登録 | *出生届を提出した市区町村と住所地が異なる場合、住民票の反映に1週間程度必要 *後日「住民票コード通知票」を簡易書留郵便でお届けします。 | <戸籍> 948-6344 <住民記録> 948-6337 <マイナンバー> 948-6569 (本館1階) |
| <input type="checkbox"/> マイナンバー | *後日(出生届提出後1か月程度)「個人番号通知書」を簡易書留郵便(転送不要)でお届けします。 *国の関係機関(地方公共団体情報システム機構)が発送します。 | 948-6569 (本館1階) |
| <input type="checkbox"/> 児童手当 (公務員を除く) | ○認定請求【請求者名義の口座が分かるもの・請求者等の健康保険証】 ○(第2子以降の場合)額改定認定請求【請求者等の健康保険証】 *児童を養育している方が、住民登録をしている市区町村で請求 *ご夫婦のうち、原則、所得の高い方が請求してください。 *原則、手続きされた翌月分から支給されます。出生日の翌日から 15日以内 の場合は、出生月の翌月分から支給されます。(15日目が閉庁日の場合は、翌開庁日で可) *手続きが遅れると受給できない月分が発生します。夜間窓口で出生届を提出された方や、里帰り出産された方はご注意ください。 *請求者が公務員の場合は職場で手続き(外郭団体、郵便局、独立行政法人にお勤めの方は市役所で手続き) | 子育て支援課 948-6354 (別館2階) |
| <input type="checkbox"/> 愛顔っ子応援券 (おむつ券) | ○愛顔っ子応援券の申請【母子健康手帳など】 *1歳未満で第2子以降の子を養育している保護者におむつ券(50,000円分)を交付 *申請期限はその子の 満1歳の誕生日の前日 まで(誕生日の前日が閉庁日の場合は、翌開庁日で可) *後日(申請後3週間程度)簡易書留郵便でお届けします。 | 子育て支援課 948-6418 (別館2階) |

みんなの願いを
ぎゅっ と握って
生まれてきたんだね



ことばのちから

この“ことば”は、ことばのちから実行委員会主催「だから、ことば大募集」の応募作品です。

| 項目 | | 内容 【 】内は、必要なもの | 担当課 (市外局番 089) |
|---------------------------------|---|---|---------------------------------|
| 健康保険 | <input type="checkbox"/> 松山市国民健康保険 | ○加入手続き ○出産育児一時金の請求 【世帯主名義の口座が分かるもの・出生届出済証明のある母子健康手帳または医師の証明・医療機関発行の出産費用の明細書・領収書・直接支払制度利用の有無がわかるもの】 ＊出産育児一時金は42万円(産科医療補償制度対象の場合) ＊医療機関等への直接支払制度の手続きを済ませた方は、出産費用により差額が支給される場合がありますのでお申し出ください。 | 国保・年金課 948-6363 (別館3階) |
| | <input type="checkbox"/> その他の健康保険 (市役所以外の手続) | ○松山市国民健康保険以外の健康保険にご加入の方は、加入されている保険者または勤務先にお問い合わせください。 | |
| <input type="checkbox"/> 国民年金 | | ○産前産後の免除申請(国民年金1号被保険者の方) 【年金手帳または基礎年金番号通知書・母子健康手帳】 ＊出産した月の前月から(多胎児の場合は3か月前から)出産した月の翌々月までの期間の国民年金保険料が免除されます。 | 国保・年金課 948-6356 (別館3階) |
| 医療費助成 | <input type="checkbox"/> 子ども | ○「子ども医療費受給資格証」の新規申請 【子どもの保険証】 ＊(松山市国民健康保険以外に加入の場合は) <u>お子様の保険証がお手元に届いてから、手続きを</u> してください。 ＊保険診療による医療費の一部負担金の助成 (中学3年生 [15歳の年度末]までの入院・通院が対象) | 子育て支援課 948-6888 (別館2階) |
| | <input type="checkbox"/> ひとり親家庭 | ○「ひとり親家庭医療費受給者証」の申請 【親と子の保険証・親と子の戸籍謄本など(世帯状況等により異なります)】 ＊保険診療による医療費の一部負担金の助成(20歳未満の子を扶養しているひとり親とその子など、一定の要件に該当する場合が対象) ＊手続きには時間がかかります。 | |
| <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 | | ○新規申請 【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の銀行通帳など】 ＊18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合が対象 ＊状況により必要書類が異なりますので事前にご確認ください。 ＊手続きには時間がかかります。 | 子育て支援課 948-6845 (別館2階) |
| <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 | | ○赤ちゃんセットの受け取り 【出生届出済証明のある母子健康手帳】 ＊乳児一般健康診査受診票(3~4か月・9~10か月健診)や予防接種手帳が同封されています。 ＊市外や夜間・休日受付等で届出をされた方は、後日赤ちゃんセットの申請手続きが必要 ＊すくすく・サポート市役所(別館1階)、保健所又は保健センター各分室でもお渡し可能 | 健康づくり推進課 911-1821 (保健所1階) |